

共和政ローマの植民市について

— 研究史の試み —

石川 勝二

(西洋史学研究室)

(一)

「ローマのイタリア支配」あるいは「イタリアのローマ化」はいつ、どのような過程をへて成ったか、これはたえず歴史家を魅惑して止まないローマ史の中心テーマである。ベローソホの『ローマの覇権の下におけるイタリア同盟』(1880年)、シャーウィン=ホワイトの『ローマの市民権』(1939年)、トインビーの『ハンニバルの遺産』(1965年)、ガルステレルの『ローマ共和政時代のイタリアの支配と行政』(1976年)、アンペールの『ムニキピウムと投票権なき市民権』(1978年)、そしてサーモンの『ローマ支配下のイタリアの形成』(1982年)およびハントスの『イタリアにおけるローマの同盟組織』(1983年)など、題名はさまざまであるが、いずれも「ローマのイタリア支配」の歴史を論じたモノグラフである。⁽¹⁾

ローマは独特の同盟体制を築き上げることによってイタリア支配を完成したということが広く意見の一致をみている。この同盟体制は、*divide et impera*の語によって有名であるが、その具体的内容は実際まだよくわからないといえよう。続々と著わされる上述のモノグラフが雄弁に物語るところである。

同盟体制を形成した植民市(*colonia*)、ムニキピウム(*municipium*)つまり「投票権なきローマ市民権」を持つ都市、同盟都市(*socii*)などがローマのイタリア支配体制の中でどんな役割を果たしたのか。これら三者の中で、ムニキピウム、同盟都市に比べて数が多い植民市の地位と役割はどんなものであったか。こうした問題について、まだ総合はなされていない。それどころか、植民市などどれ一つをとっても、全体的な理解は決して容易ではない。筆者は、「イタリアのローマ化」の過程を明らかにしようとするとき、まず植民市を取り上げるべきだと考えているが、この植民市についても、まだ解明されていない点は非常に多いといえる。それは上に列挙したように、モノグラフだけを取り上げてみても非常に多いし、各種学術雑誌の論文になると、おびただしい数に上ぼり、植民市の全体像の理解にはなかなか到達しがたい。しかしともかく研究の上でこれらモノグラフや論文の正確な把握は欠かすことができないので、さしあたり主要な研究を取り上げて、研究史的に考察してみることにした。

ローマのイタリア半島における植民市建設は、その歴史とともに古く、共和政の全期間にわたってつづいた。なかでも前4世紀から前2世紀前半〔以下年代は紀元前であるので前を省く〕にかけて最も活発に行なわれたローマの植民活動は注目すべきものである。338年から218年までに建設されたのは30、2世紀に入っても180年(ないし177年)までに9(ない

し10)の植民市が加わった。イタリア半島の内陸と沿岸にあまねく及んだローマ人の植民活動は決してギリシア人のそれに劣るものではなかったことは明らかである。ギリシア人の植民市はほとんどが海外植民市であったのに対して、ローマ人の植民市は、2世紀前半に至るまではすべてイタリア半島に建設され、シキリア島にさえ植民市はなかった。共和政時代の植民活動の特異性の一つはこの点にあるといえるが、同時にローマの植民市の理解を困難にしている理由でもある。

古代の史料の中で、ウェレイウス＝パテルクルスは単に *colonia* とだけ呼んでいるが、リーウィウスは、*colonia*, *colonia Latina*, *colonia Romana*, *colonia civium Romanorum*, *colonus maritimus* などいろいろな呼び方をしている。²⁾これらの呼び名の間には何らかのちがいがあったのかどうか依然解明されていない。もしちがいがあったとすれば、何故ウェレイウスはおしなべて *colonia* とだけ呼んだのであろうか。だが、少なくとも次の点は一般に受け入れられている。*coloniae Latinae* とは、ローマ人がラテン人などと共同で建設した植民市で、その市民はローマ人以外の人々でもあったので、ローマ市民権は認められなかった。これに対して *coloniae civium Romanorum* [*coloniae c. R.* と略す] は、ローマ市民権をもつ植民市で、海岸警備の任務から(あるいは海岸にあったために) *coloniae maritimae* と呼ばれた。しかしこのような呼称から、植民市の地位を明らかにするのは易しくない。リーウィウスでさえ大部分の植民市を *colonia* と呼んでいる。

ローマ人はラテン植民市と *coloniae c. R.* つまり *coloniae maritimae* という二種類の植民市を建設したと考えられるが、それは何故か。ローマ人が異なったタイプの植民市を持ったとしても、そのちがいはどこにあったのだろうか。

植民市の目的、機能は何であったか。植民市はローマ市民、とりわけ土地を持たない貧困市民を新天地に送り出し、独立した農民に育てあげてを目的としていたのであろうか。「ローマの植民市建設の歴史はローマ帝国の成長の歴史である」³⁾といわれる。ローマは植民市建設をもってその支配領域の拡大をめざしていたかどうか、植民市がローマのイタリア支配にどんな役割を果たしたか、まだ十分に明らかにされていない。植民市に対するローマ人の意識と行動を明らかにする史料はあまりにも乏しい。ローマ市民、とりわけ平民は植民市建設に熱意を示さなかった、いやそれどころかかれらはすすんで植民市に参加することを忌避したという例が5・4世紀に関して伝えられている。⁴⁾また次のような証言もある。296年ミントウルナエ(Minturnae)とシヌエッサ(Sinuessa)(ともに *coloniae c. R.* とみなされている)の建設に際して、「しかし名前を登録する者をみいだすのがむつかしいとわかった。というのは人々はその土地に定住するためでなく、敵意に満ちた地域において常設の前哨基地を用意するために送られる、と信じたからである。」⁵⁾

ローマのイタリア支配体制の完成は、一般に第一ポエニ戦争の直前であった、と考えられている。では、この時点でローマの植民市建設に何らかの変化があったであろうか。実は、すでにモムゼンが268年以後建設のラテン植民市の地位は、それ以前の植民市に比べて著しく不利なものとなった、と主張した。「これらのラテン人は、ローマがたとえかれらの力を借りたにせよ、イタリアを征服してしまったからには、今までほどには必要とされなくなると意識しなければならなかった。」⁶⁾モムゼンのこのような主張は、その後反論された。また最近も別の理由からであるが、3世紀前半を境に起こった植民政策の大きな転換を認めようとする主張がある。⁷⁾一方、第二ポエニ戦争を境とする植民市の変化により多くの注意

を払おうとする研究もある。事実、2世紀全体の植民市建設は、それ以前の世紀と比べて低調になったと同時にまた大きな変化を蒙ったと思われる。はじめて海外に植民市が建設されたことはひとまず措くとして、大規模な *coloniae c. R.* がイタリア半島の内陸に建設されたことが特に注目される。しかしこの事実をのぞけば、この時代の植民活動は低調であった、といえる。この世紀のはじめにラテン植民市はいくつか建設されたが、180年ないし177年以後は、全く建設されなくなってしまう。*coloniae c. R.* もまた世紀のはじめの建設をのぞけば、極端に数は少なくなる。「グラックス兄弟の改革」のプログラムに端的にみられるように、土地再配分の要求が高まったと思われる2世紀後半に至って、ラテン植民市の建設は中止され、*coloniae c. R.* の数も減少したという事実はどのように説明されるだろうか。1世紀になって再び植民活動は活発になるが、その目的は退役兵への土地配分が主であったと思われ、この時代の植民市は、4・3世紀の「大植民時代」の植民市とは明らかに性格を異にしたと考えられる。

植民市はどんな機能を果たしたであろうか。植民市は、あたかも「小型ローマ」の観がある、いわばローマの似姿であった、というのはムニキピウムと比較したゲッリウスの有名な定義である。⁶⁾ところがキケローは「植民市は単にイタリアの都市とのみみられたのではなく、帝国の要塞とみなされた」⁷⁾と語り、タキトゥスもまたクレモナ (Cremona, 218年建設) を「ガリア人に対する要塞」⁸⁾と呼んだ。多くの古代の証言から、植民市が本質的には、*propugnacula imperii* の機能を持った、つまり戦略上ローマ領の防衛を全とうするという考慮にもとづいて選ばれた場所に建設された、と解釈する見解がある。⁹⁾しかしキケロー¹⁰⁾・タキトゥスが *propugnacula imperii* と語った植民市は比較的後の時代のものであった。これは偶然かもしれないが、植民市の性格、機能は時代とともに変化したことは当然考えられるのであり、かれらの証言はかならずしも古い時代の植民市にあてはまるとはいえないだろう。

植民市の規模（植民者の数ならびに植民者個人に割り当てられた土地の広さ）についても不明なところは多い。3世紀まで、植民者が受けとった配分地は、例外なく2ユゲラ（0.5ヘクタール）であったと思われる。2世紀に入って、*coloniae c. R.* で5～10ユゲラの配分地の例がみられるようになり、ラテン植民市では、15～70ユゲラと大きく増大した。そしてアキレイア (Aquileia, 181年) の場合、騎兵140、百人隊長100、歩兵は50ユゲラという広大な配分地が伝えられている。植民者の数は *coloniae c. R.* の場合、194年までは300名という数が変わらなかったらしい。ラテン植民市の場合、2,500人、4,000人、6,000人の3種類があった（ウェヌシア (Venusia) の20,000人は例外と思われる。）ハンニバル戦争後、ラテン植民市の植民者数は3,000人と4,000人の2種類があり、戦前と変わらなかった。しかし *coloniae c. R.* にあつては、2,000人を擁する植民市が出現した（パルマ (Parma)、ムティナ (Mutina)、ルナ (Luna)。ただしサトゥルニア (Saturnia) とグラヴィスカエ (Graviscae) については不明。)¹¹⁾

ハンニバル戦争以前に建設されたラテン植民市の数は、*coloniae c. R.* に比べて非常に多数に上ぼったけれども、戦後、ラテン植民市の数はわずかに5市を数えるのみで（もしルカ (Luca) を加えると6市）、157年までに建設された *coloniae c. R.* の18市と比較すると極端に少なくなったことがわかる。

ハンニバル戦争がローマの歴史に及ぼした大きな影響を考えれば、この戦争の影響は当然その植民活動にも及んだと思われる。しかし上に述べたような植民市建設に現われた変化と

ハンニバル戦争とを直接結びつけることがはたして可能だろうか。両者の関係はまだあまり注目されていないように思われる。⁶⁴

いずれにせよ、近年、「ローマとイタリア」のテーマにますます関心が高まっていることは、本稿の冒頭でも述べたとおりである。⁶⁵しかしながら、依然として「イタリアのローマ化」の過程は十分解明されていない。⁶⁶植民市だけについても、事情は同じであり、植民市の歴史の全体をつかむことは非常に困難な現状にある。本稿では、研究史を試みるにあたって、まず最近の重要な研究であるサーモンの植民市に関する一連の研究とガルステレルのローマのイタリア支配についてのモノグラフをとり上げるに留める。サーモンは共和政時代の植民市に関するいくつかの論文を書いたのち、それらの成果をまとめて『共和政時代のローマの植民市建設』（1969）を公けにした。⁶⁷本書は「ほとんど唯一の貴重な労作」⁶⁸という評価もあるが、また“the book is not intended as a scholar's book”とも評された。⁶⁹最近、ガルステレルがサーモン批判を精力的に展開したように、⁷⁰まだまだ未解決の問題は多く、種々の議論を検討することによって、問題点の把握は一層進むと思われる。

(二)

サーモンの見解は、手短かに述べると、次のような点に特色がある。ローマが独自に植民市の建設を行なったのは、338年以降のことで、それ以前の5・4世紀の植民市は、ラテン同盟(Latin League)との共同の仕事であったから、これらは「古いラテン植民市」(Priscae Latinae Coloniae)と呼ぶことができる。⁷¹ローマは、ラテン戦争(340-338年)によってラテン同盟を全く劣等の地位に蹴落としたのち、⁷²独力で内陸に大規模なラテン植民市、沿岸には規模の小さい *coloniae c. R.* を建設し、このような「大植民時代」こそローマの歴史に最も大きな貢献をした時代であった。⁷³

334年のラテン植民市カレス(Cales)の建設は——植民者2,500人、植民者の大部分はローマ市民から成り、ローマ市民権を失って新しいラテン人共同体としての市民権を持った——まさしく新機軸であった、⁷⁴つまりこの植民市が当時の規準から見て非常に遠くにあったばかりでなく、イタリア半島へのローマ勢力の拡張を断固示すものに外ならずこの植民市は「帝国の要塞」の地位を公然とあらわにした、とサーモンは述べる。⁷⁵それは、カレス建設以後、ローマは矢継ぎ早にラテン植民市(や *coloniae c. R.* も)を固有のラティウムを越えて建設したのと、植民市がばらばらにではなく、組みをなして建設されたという事実によって示されるというのである。植民市の組みとは、初期にはカレス/フレゲラエ(Fregellae. 328年)/タラキナ(Tarracina. 329年。ただし *coloniae c. R.*)、サティクラ(Saticula. 313年)/スウェッサ(Suessa Aurunca. 313年)、ポンティアエ(Pontiae. 313年)/インテラムナ(Interamna. 312年)である。ルケリア(Luceria. 314年)は孤立していたが、これらの植民市は「サムニウムの足かせ」になったといってもまちがいない、とサーモンは主張する。⁷⁶ つづいてローマは中部イタリアにおいてもこのような植民市を建設する必要を感じ、ソラ(Sora. 303年)/カルセオリ(Carseoli. 302年)、アルバ=フーケンス(Alba Fucens. 303年)/ナルニア(Narnia. 299年)の建設となった。そしてこれらの植民市はサムニウム人とその他の反ローマ諸部族の動きを監視する必要から、必然的に大規模になった。⁷⁷さらにロー

マは第三サムニウム戦争の勝利とピケヌムの征服後、アドリア海側にアドリア (Hadria. 286年) / セナ＝ガリカ (Sena Gallica. 283年。ただし *coloniae c. R.*) の一組の植民市を建設した。⁸⁸このように、ラテン植民市どおしの組み、またはラテン植民市と *coloniae c. R.* との組み、という植民市建設はハンニバル戦争直前までつづいた、とサーモンはみなす。⁸⁹これら植民市の役割は、それぞれがローマの敵に対する備えであったと同時に、近くの植民市を支援する役割もあった。例えば、フィルムム (Firmum. 264年) はその名前からして、アドリアを支援する役割を担った、とサーモンは推定している。⁹⁰

ラテン植民市がローマの植民活動の上で果たした役割とは何であっただろうか。サーモンは、ラテン植民市、*coloniae c. R.* ともに軍事的な機能をもったことを強く主張するのであるが、ローマ人は何故このような二種類の植民市を建設する必要があったのかという疑問もあり、植民市の機能、目的はいぜん未解決の問題であるといえる。サーモンが明らかにしたラテン植民市の姿というものは、ハンニバル戦争まで植民者の大部分がローマ市民団出身者によって占められ、⁹¹植民者はローマ市民権を失ったし、⁹²その外ラテン人ではない非ローマ人が参加できた、⁹³というものである。ラテン植民市は *coloniae c. R.* に比べて10倍から20倍の植民者を擁し、建設数もはるかに多かったので、4・3世紀の間に8万人以上の人々がラテン植民者になったと推定されている。⁹⁴もしその大部分がローマ市民であったとすれば、ローマは多数の市民を失ったことになる。しかしサーモンによると、ラテン植民市の建設は、ローマ市民数の損失を意味するものではなく、反対にローマは並はずれて大規模な兵力を手に入れることができたというのである。なぜなら植民者は、無産者として従軍能力を欠いていた元ローマ市民が従軍義務を負った兵士に変わったからである。⁹⁵つまりラテン植民市とは、「帝国の要塞」⁹⁶、ラテン語でいうところの *propugnacula imperii* だったのである。もともとサーモンは、ラテン植民市の目的が明らかに「ローマの無産市民を従軍可能にする方策」をめざしたとしても、ラテン植民市の目的はいぜん軍事的な性格が強かった、とみる。そして *coloniae c. R.* や「市民各人への土地割り当て」(*agros viritim dividere civibus*) との違いははっきりしていた。ラテン植民市がこの二つの方策より好まれた理由は何か、サーモンは次のように考える。この二つの方策は植民者にとって必ずしも有利でなかったのに対して、ラテン植民市の市民になることは非常に有利な待遇を受けることになった。なぜなら「ラテン植民市は繁栄する市民の制度を持ち、信頼するに足る共同体になった。植民市の市民となるローマ人は、ローマ市民権を失う代償として植民市の市民権を得る、つまり新しい植民市の市民としてすべての権利を行使できる主権国家の一員になった。」従ってラテン植民市は海岸にも建設されたが (Circeii, Pontiae, Paestum, Cosa, Ariminum, Brundisium)、ローマ軍に兵士を供給する役割を担ったことと変わりはなく、海岸の警備と防衛を任務とした *coloniae c. R.* とは決定的に異なった。事実ラテン植民市は海岸に置かれても、大規模で独立した都市としてその存在を享受できるほど十分な広さを持った。⁹⁷

Coloniae c. R. についてのサーモンの見解は次のとおりである。この植民市の起源は、ラテン戦争の戦後処理策の一環としてアンティウム (Antium) に植民市が建設されたときに始まる。⁹⁸そしてハンニバル戦争までの *coloniae c. R.* はすべて海岸の要衝、重要な港湾に設置され、もっぱら敵の海上からの攻撃に対して監視と防衛の任務を委ねられた、いわゆる *coloniae maritimae* であり、⁹⁹その数はたぶん10にも達したと思われる。¹⁰⁰

実はこの植民市の性格や目的を十分明らかにする史料はほとんどない。わずかに次のよう

な伝えが残っている。「同じ年〔329年〕アンクスル〔タラキナ〕へ300人が植民者団として派遣された。植民者たちは2ユゲラの土地を受け取った。』⁶²207年は、ローマがハンニバル戦争中で最も苦境に陥っていた年であった。「そこで執政官は海岸植民市の植民者からも兵士を供給させようとした。海岸植民市は誰にも手のつけられない兵役免除〔の権利〕を享受したといわれている。』⁶³サーモンは、主として以上の証言に基づき、植民市の規格として植民者300人、割り当て地2ユゲラが定められていたとみなし、⁶⁴植民市の目的は戦略および軍事上のものであったと主張する。⁶⁵すなわち植民市の任務は主に敵（海賊のこともあった）の海からの攻撃に対して海岸や港を防衛することであり、そのため植民者は常に植民市に留まることを義務づけられその代わり通常の兵士勤務からは除外されるという特権（*sacrosancta vacatio*）を得た。⁶⁶ただ小規模な *coloniae c. R.* にとっては、この役割が困難に満ちたものとなったので、ローマは同時に大規模なラテン植民市を近接して建設した結果、*coloniae c. R.* はラテン植民市から応援がかけつけるまで敵を喰い止めるという役割を果せばよく、その重荷はいくぶん軽減された。⁶⁷

何故ラテン植民市とならんでこのような小規模な植民市を建設する必要があったのか、あるいは *coloniae c. R.* を小規模なものにしておく特別な理由があったのであろうか。植民市が海岸や港に置かれたので、十分な広さの敷地を確保できなかったという理由を斥け、サーモンはローマ政府による意図的な政策を考える。すなわち、*coloniae c. R.* は重要な港湾の防衛を意図したが、⁶⁸ローマ政府はどちらかという海上問題には関心が薄く、海上防衛の仕事にはほんの一にぎりの兵士で十分と考えたからである。⁶⁹また、植民者として送られたのはローマ市民であったので、兵士要員を大量に減らしつづけるわけにはゆかないというローマにとって重大な理由と考えられるものもあった。⁷⁰実際に300人の植民者を充たすことさえ困難な理由も見い出された。すなわち、この植民市はあまりにも小さく、しばしば経済的にみて発展性のない場所に建設されたからである。*coloniae c. R.* はラテン植民市と比べてあまりにも違いがありすぎた。⁷¹ラテン植民市が真の *res publica* を形成し得たのに対して、*coloniae c. R.* は“*military administration*”を持つだけで、その行政機構は“*very rudimentary*”のままであり、裁判については、ローマの裁判権に服するなど、植民市は徹底してローマに従属した。⁷²リーウィウスがアンティウムについて次のように語っているのは、その証拠である。“*Antiatibus quoque, qui se sine legibus certis, sine magistratibus agere querebantur, dati ab senatu ad iura statuenda ipsius coloniae patroni: nec arma modo sed iura etiam Romana late pollebant.*”⁷³すなわち、リーウィウスによれば、アンティウムは建設後20年以上して（317年）ようやく法を制定することができたが、それでも結局はローマから巡回して来る政務官の支配を受けなければならなかったものであり、ゲッリウスのいう「〔植民市は〕万事にわたりローマ国民の法と制度を持ち、自身の権力をもたなかった』⁷⁴という記述は、*coloniae c. R.* に関するものであったと断定する。

このような *coloniae c. R.* を構成した人々は、ローマ市民以外に、「非ローマ人」がいた、とサーモンは主張する。ローマ市民だけでは植民者を十分充たすことができなかったから、ケンススの要件を満たす「非ローマ人」が受け入れられた。史料上このような例はアンティウムについてだけ確認されているが、一般的な法則でもあった。⁷⁵例えば、詩人エンニウス（*Q. Ennius*）は、次のような事情でローマ市民権を授けられた。“*qui [sc. Q. Fulvius Nobilior] etiam Q. Ennium, qui cum patre eius in Aetolia militaverat, civitate donavit,*

cum triumphum coloniam deduxisset.”⁶⁸すなわち、エンニウスは184年にフルウィウスが建設に関わった植民市（ポテンティア（Potentia）とピサウルム（Pisaurum）のいずれか）の市民となったとき、ローマ市民権を与えられた、とキケローは語る。しかしこれとは反対の話も伝えられている。それは解釈のむづかしいリーウィウスの記事で、ラテン人は *coloniae c. R.* に加わったが、ローマ市民権を認められなかったことを伝える。“*Nouum ius eo anno a Ferentinatibus temptatum, ut Latini qui in coloniam Romanam nomina dedissent, cives Romani essent: Puteolos Salernumque et Buxentum adscripti coloni qui nomina dederant, et, cum ob id se pro ciuibus Romanis ferrent, senatus iudicauit non esse eos ciues Romanos.*”⁶⁹フェレントウム人は、三つの *coloniae c. R.* に参加したが、公式にローマ市民と称することができたのは、植民市における最初のケンススを待たねばならなかったという解釈にサーモンは組している。⁷⁰

Coloniae c. R. に加わった植民者は、有利な地位を獲得したかにみえたが、事実はその反対で、*coloniae maritimae* の市民となった人々は、農民として土地を耕作するよりは、海岸の監視と防衛を主要な任務とし、そのためにその職務は決して閑職でなかったからである、とサーモンは主張する。つまりこのような植民市の地位は、ローマが艦隊によって半島防衛を確実にする政策を採らず、植民市に常設の「沿岸警備」の任務を委ねてしまったところに原因があるというのである。⁷¹また貴族層は、植民者がローマにおいて政治的影響を及ぼさないように政治から全く排除しようとした、つまり割り当て地を2ユゲラと僅少にとどめて、植民者がケンススの上位階級に登録されるのを妨げた、とサーモンは推論する。⁷²これに加えて、植民市には先住民が劣格の権利を与えられて（つまり *municipes sine suffragio* として）ひきつづき生活したので、植民者の生活はかれらの憎悪によって一層困難なものとなった。⁷³結局、*coloniae c. R.* は *municipium* すなわち「自治共同体」よりも下位の存在で、植民市自体には決して上層階級は形成されず、きわめて小規模な共同体であった、いいかえるとわずかな自治権を持つだけの「侏儒自治体」とどまり、ローマから直接支配を受ける存在だった、というのがサーモンの結論になる。⁷⁴

3世紀までの植民市建設と2世紀の植民政策との間には目立った相違が認められるかどうか、いいかえると、ハンニバル戦争がローマの植民政策に重大な影響を及ぼしたかどうか、という問題に移ろう。

ローマは、第二ポエニ戦争の直後から植民市の再建に向けて非常な努力を強いられた。これは戦争の荒廃から立ち直るため当然のことであったとも考えられるが、植民市の建設は活発化したという印象を受ける。200年にウェヌシア、199年にはナルニアとコサが植民者の増強を要求したとき、コサを除く植民市にはただちに新しい植民者が送られた。コサは196年になって、増強を受けることができた。⁷⁵190/189年までにプラケンティアとクレモナが、184年にはカレスが増強された。⁷⁶194年には新たにプテオリ（Puteoli）以下8つの *coloniae c. R.* が、184年にはポテンティアとピサウルム、181年にはグラウイスカエ、177年にはルナの各植民市がアドリア海とティレニア海沿いに建設された。ラテン植民市は193年トゥーリー（＝コピア）に、192年ウィボーに、181年アクィレイアに建設された。こうして2世紀初頭の20年あまりの間の建設によって植民市はイタリア半島の南北東西と至るところに建設されたことになる。ローマは3世紀にひきつづいて活発な植民活動を展開したように思われる。

ハンニバル戦争以後の植民市建設は、それ以前の植民政策の継続ではなく、全く新しい局面を迎えたとして、サーモンは、植民市、とりわけ *coloniae c. R.* の変化に注目している。⁶⁴ *coloniae c. R.* からは *vacatio* の特権は剥奪されたが、植民者の割り当て地はそれまでの規準 2 ユゲラが 3～4 倍にもなり、植民者も 2,000 名と大幅に増大した。このような植民市は、ポテンティア・ピサウルム (184年)、パルマ・ムティナ・サトゥルニア (183年)、グラウイスカエ (181年) そしてルナ (177年) である。⁶⁵ サーモンがなかでも注目しているのは、ムティナ・パルマ・サトゥルニアという内陸の大規模な *coloniae c. R.* の建設である。⁶⁶ ムティナ・パルマはおのおの植民者 2,000 人を持ち、配分地は 8 ユゲラと 5 ユゲラとが与えられたということが明らかであるのに対して、サトゥルニアの場合、配分地 10 ユゲラは今までにない大きなものであったが、植民者数は不明である。⁶⁷ 配分地が格段に増加した理由は、サーモンによれば、ハンニバル戦争後植民者とりわけ北イタリアの植民者が難局に直面していたので、植民者の募集に困難を来し、新しい植民者に有利な土地割り当てを行なう必要が生じたからであった。⁶⁸ 次にサーモンは、*coloniae c. R.* の性格もまた変化したとみる。アドリア海岸の二植民市ポテンティア・ピサウルムの規模は不明であるが、植民者は 6 ユゲラの配分地を得たからには、この二植民市は、翌年のパルマ・ムティナの先駆となる大規模な農業植民市であったとみなすべきで、沿岸警備の部署の役割を担ったのではないと推定する。⁶⁹

2 世紀にイタリア半島において建設されたラテン植民市は 4 市のみで (180年のルカを加えると 5 市)、3 世紀までの建設数に比べ格段に少なくなった。そして 181年のアクイレアを最後に、以後イタリア半島には建設されなかった。他方 *coloniae c. R.* の建設も 157年のアウクシムム (*Auximum*) をのぞくと 124年まで建設されなかった。サーモンは 180年代の植民者への配分地の増大 (これはラテン植民市の市民への配分地もまた格段に増加した。)⁷⁰ と植民市建設の中断・終止との間には次のような密接な関連があったと考える。ラテン人など非ローマ人も何ら制限されずに植民市の市民として受け入れられたが、⁷¹ もはやローマ人・非ローマ人双方から植民者を得にくくなった、つまりラティウムにおける全般的な人口減少が理由であったと結論する。⁷²

パルマ・ムティナはなにゆえ *coloniae maritimae* でなく、大規模な *coloniae c. R.* であったか、を問うことはなにゆえラテン植民市でなかったか、いいかえるとラテン植民市の建設はなにゆえ突然に中止されたか、を問うことであるとして、サーモンはその理由を明らかにしようとする。その理由は、ローマ政府が、ローマ市民をラテン植民市に登録するのはますます困難になった、と気づいたことである。なぜなら、ローマ市民権の価値はますます高くなり、*capitis deminutio* (ラテン植民者になることによりローマ市民権を失うこと) をローマ人がますますいやがるようになった。最後のラテン植民市アクイレアが 50 ユゲラの割り当て地の提供によってかろうじて建設された事実が、この事情をよく物語る。⁷³ サーモンはラテン植民市の終止の理由をこのように述べるとともに、2 世紀におけるローマ人のラテン人に対する態度は少しも高圧的なところはなかった、という。さらにサーモンは、テニエ＝フランクが二つの植民市はローマ市民のみによって構成され、このような植民市の建設は、スキピオ派に敵対するカトー派の政策、すなわちローマの利己的な態度のあらわれ、と主張したのに対して、184年のピサウルム・ポテンティアに非ローマ人が受け入れられた以上、翌年のパルマ・ムティナにも非ローマ人が受け入れられなかったはずはない、と主張す

る。⁷⁴

サーモンは、ローマの植民政策転換の原因を人口動態に求め、ラテン植民市建設の中止は逆に内陸の大規模な *coloniae c. R.* 建設の開始であった、と主張する。ハンニバル戦争によって急減したローマ市民数は、189年になって戦前の水準近くまで回復したものの、その後10年間増加しなかった。ラテン植民市は、*coloniae c. R.* とちがってローマ市民数の喪失を意味し、ローマはハンニバル戦争終了の直後から既設植民市の増強と新たな建設を進めてきたので、もはやこれ以上のローマ市民を失うわけにはゆかなかった。これがラテン植民市が中止された理由であった。その後ローマ市民数は増加したけれども、その時にはローマ市民権の価値はいっそう高くなり、もはや誰も市民権を失ってまでラテン植民者になろうとする者はなかった。これがその後イタリア半島に従来のラテン植民市ではなく、大規模な *coloniae c. R.* が建設されるようになった理由だった。⁷⁵

最後にラテン植民市が果たした意義についてサーモンの見解を簡単にまとめておくことにする。

ラテン植民市は、ラテン市民権が「輸出できる」ことを示した点に意義がある。ラテン植民市によってラテン市民権はラティウムの外へ、つまり非ラテン人のなかへ、さらに海外にまで移植されたのであり、市民権と居住地の一致は厳密には守られなくなり、二重市民権の考え方が徐々に広まったことを意味した。そしてこれが先例になり、やがてローマ市民権自身も非ローマ地域へと拡大され、ローマ帝国を出現せしめることになった。ラテン植民市はまた征服地の没収に役立つだけでなく、広大な地域をローマ独自の方式で統合した、という意義を持った。これは世界帝国の確立を可能にしたローマ人の政治的手腕を示すものであった。⁷⁶

しかしながらローマ人はラテン植民市をローマ化の手先として意識的にかつ深い思慮でもって建設したことはなかった。従ってゲッリウスが植民市を “*quasi effigies parvae simulacrae*” と呼ぶとき、それはラテン植民市や *coloniae c. R.* を指したのではなく、ずっと後代のカエサル時代以後の *coloniae militum* を呼んだものであった。共和政時代のローマ人はラテン植民市にローマ化の役割を担わせる意図を全く持たなかった。⁷⁷

(三)

サーモンがローマの植民市をラテン植民市と *coloniae c. R.* とに厳密な区分をしたのに対して、ガルステレルは、二つの型の植民市は建設方式、先住民との関係、植民者の性質、政治上の役割など非常によく似ていたと考え、サーモンの見解を鋭く批判した。⁷⁸

ガルステレルは、*coloniae c. R.* が軍事的な機能を持ったという点に反論する。ラテン植民市は明らかに戦略上の目的を持ったが、*coloniae c. R.* つまり *coloniae maritimae* がすぐれて軍事的な機能を持ったというのは疑わしい。300人という少ない植民者で650～850 mあるいは1,500～1,800 mの城壁を守らねばならなかった（この場合植民者1人につき5ないし6 mの分担になる）。植民者は職業軍人としてでなく農民として生計を立てる人たちであった。この「小要塞」は近くのラテン植民市の補助的役割、つまりそこから救援軍が来るまで敵の襲撃を持ち堪える任務があったといわれるが、ラテン植民市が近くてせいぜい70 km、

場合によっては100kmも離れていては、「小要塞」はそのような任務を十分果たすことはできなかった。⁸⁹ *coloniae maritimae* の海岸防衛、港の監視という役割も納得しがたい。必ず港に建設されたというわけでないからである。*sacrosancta vacatio* もサーモンが主張しようとしたほどに確実な証拠があるわけでない。207年に *sacrosancta vacatio* の要求を行なった7植民市のうち、この権利を認められたのはオスティア・アンティウムのみであった。191年にもこの権利は8植民市によって要求されたが、元老院によって拒否された。207年の場合、上級市民 (*assiduus*) の *vacatio* が、191年には主として下層住民が漕ぎ手として徴募された際に問題となっていて、従軍義務が一般に免除されていたとはいえない。要するに、4・3世紀の *coloniae c. R.* すなわち *coloniae maritimae* は、いわれるような軍事的目的に奉仕することがきめられていたとしても、およそこの任務には不適任であった。従って *propugnacula imperii* はラテン植民市と2世紀の *coloniae c. R.* とを適切に表現する言葉である。⁹⁰

ガルステレルは *coloniae c. R.*こそローマの真の似姿であった、と主張する。*coloniae c. R.* の植民者数(300人)とラテン植民市のそれ(2,500~6,000人)との相違は、あまりにもはっきりしており、最初の植民者2,000人の *coloniae c. R.*、パルマ・ムティナは本来のイタリアになかったから、*coloniae c. R.* の植民者300人はこの二つの植民市が建設されるまでは不変であった。なぜなら300人という数字は、シンボルとしての意味、つまりロムルスが定めた最古の3トリブス、30クリア、300氏族を具現するものであって、*coloniae c. R.*こそローマの *effigies parvae simulacraque* すなわちローマの「法と制度」をそっくり引き継ぐものというローマ人の考えにぴったり一致した。従って、少ない割り当て地のために多数の植民者を登録させることができなかったからではない。⁹¹

Coloniae c. R. の各植民者の割り当て地にもローマ人の伝統主義的な考えがよく表われていた、とガルステレルは主張する。*coloniae c. R.* の2ユゲラ(第二ポエニ戦争まで)は必ず守らねばならなかった原則であったかどうかはともかくとして、ラテン植民市の割り当て地に比べて *coloniae c. R.* の場合2ユゲラと格段のちがいがあった。しかしそれは土地が不足していたからではなかった。ラテン植民市については、大量の割り当て地で多数の植民者を誘う必要もあり(これはサーモンが主張した)また歩兵・騎兵・百人隊長ごとに割り当て地が違っていたように、初めからローマ型都市に自明の財産政治の制度を設け、戸口調査を実施したという理由もあったが、⁹² *coloniae c. R.* にはこうした理由はあてはまらない。なぜなら、*coloniae c. R.* はあくまでもローマの *patria potestas* の中にあり、2ユゲラは *heredium* という古い伝統の枠内で認められた報酬であって、完全市民 *assiduus* であった植民者は、植民市に隣接する公有地において賃借地、買い取り地、所有地などの形で不足分を補うことができた。そして植民市には十分な土地があったので、先住民——植民市の権利、すなわちローマ市民の権利を認められた——の所有地もおそらく存続しつづけたと思われる。⁹³

ラテン植民市について、ガルステレルは植民市を構成した市民の出自を中心に次のような論を展開する。

2世紀のラテン植民者の配分地が格段に増加したのは、市民の階層別構成と戸口調査の実施というローマの財産政治の原則に基づいて新しい共同体を作るというねらいがあったからである、という主張がすでにティビレッティによってなされたが、ティビレッティは植民者

がもつばら「最も低い社会階層の出身者」から成り、ローマはかれらにできるだけ劣った社会的・政治的地位を与えようとした、と主張した⁸⁴⁾のに対して、ガルステレルは、多数の生活困窮者と並んでローマ人の上流層出身者も植民市建設に参加した、と出土碑文の人名研究に基づいて断定する。⁸⁵⁾植民者と先住民との関係について、ガルステレルは次のような新しい見解を打ち出している。植民者はローマ市民、ラテン人だけから成ったのではなく、周辺の住民や被征服民もまた新しい共同体に含められた。⁸⁶⁾そして植民市建設による先住民の根絶とか、植民者は権利を奪われた土着民と憎み合ったというようなことは、サーモンやブラント⁸⁷⁾がいうほどにはなく、被征服民の根絶はローマ人の政治的関心事では決してなかったものであり、先住民は植民市やトリプスの中へ徐々に吸収されていった、と多くの事例を挙げて説明する。すなわち、「抹殺された民族アウソネス人」⁸⁸⁾は、誤解に基づくものであり、かれらはラテン植民市のスウェッサ、*coloniae c. R.* のシヌエッサ・ミントウルナエ、そして新設トリプスへと順次吸収されていった。同様のことがアエクィ人とラテン植民市アルバ＝フーケンス・カルセオリについても認められる。⁸⁹⁾さらに「ガリアの土地」(*ager Gallicus*)やピケヌム地方において2世紀になお「ケルト人の基層」が非常に強く認められるし、ラテン植民市コピアの建設にさいして、元の町トゥーリーの住民が加わったことはストラボンの記述から明らかであるとして、⁹⁰⁾ガルステレルは、植民市と先住民との関係について次のように結論を下す。植民市には建設直後の数十年間まちがいなく比較的多数の先住民がいたにちがいない、かれらは完全ではないとしても社会的・法的・政治的に新しい共同体の生活に吸収されていったと認めてよい。そのことが史料にはっきりと現われないのは、先住民はたぶん進行するローマ化に伴って完全に植民市に吸収されたからであった。⁹¹⁾そしてウェヌシアが20,000人という驚くべき植民者を擁した原因は以上の結論から説明できる。サーモンやブラントなど、⁹²⁾ウェヌシアの植民者数に不信を持つ歴史家は少なくなく、特にブラントが225年の戸口調査の数字から、もともと植民市に派遣されたラテン人の数はとるに足らない数で、大量の部外者にラテン市民権を与えたとは思われぬ、と主張した⁹³⁾のに対して、ガルステレルは次のように反論する。戸口調査の結果から知られることは、*classis*の階級についてだけで、植民市の先住民は大部分は*infra classem*であった。そしてローマ人はとりわけ植民市住民の政治を左右する部分にローマ市民をもぐり込ませる、つまり*infra classem*の先住民をローマ市民にして植民者に仕立て上げることに関心があった。このことはローマ人・ラテン人以外の住民がいくつかの植民市で政務官ないし上層市民を占めていたことをうかがわせる碑文によって確認できる。⁹⁴⁾さらにガルステレルは、植民市に古い共同体が生きつづけたことを示し、とりわけ古い*coloniae c. R.*は*populi*と呼ばれるのがふさわしい、つまり植民市は*populus Romanus*の中の分離した*populus*の意味で初期のムニキピウム(トウスクルム・アリキア・ラヌウィウムなど)と同等の地位にあった、と主張する。従ってまた*coloniae c. R.*は、小規模の故に行政は発育不全であったという主張(サーモン)は受け入れがたく、初期の植民市にあっては、法務官ないし2人官(*II viri*)が市民生活と軍隊の命令権を握り、ハンニバル戦争以後にあっては、植民市の政務官が戸口調査と徴兵を行なったように、植民市は、ローマの政務官から制限を受けず、一貫して行政上の自治権を保持した。⁹⁵⁾

次にガルステレルは植民市の建設の経緯を論じて上述の論点が正しいことを補強しようとする。⁹⁶⁾例としてとりあげるのはアンティウムとブルンディシウムである。植民市は建設時

にすっかり制度が整っていたのでなく、アンティウムの場合、20年後に法の制定が行なわれ、ブルンディシウムでは14年後になって、元老院議員の選出、選挙民会の創設をみたことが史料の上で明らかであるとして、この時点こそ土着民が新しいローマ＝ラテン的植民市様式への馴化の時ではなかったか、とガルステレルは考える。なぜならアンティウムの場合リーウィウスは「植民者」と呼ばず、「アンティウム人」と呼んでいるからである。“Antiatibus ... qui se sine legibus certis, sine magistratibus agere querebantur, dati ab senatu ad iura statuenda ipsius coloniae patroni.” ガルステレルは、この時点でまだアンティウムは「真の自治都市」に変わってはいなかったというサーモンの主張に反対する。⁹⁹そして植民市に加えてウォルスキ人はこれ以後「ローマ市民としてローマの法に従って生活したに違いない」とみる。またブルンディシウムの場合、3世紀の政務官（230年）の碑文やハンニバル軍へ走った *Dasius* はブルンディシウムの政務官で軍隊指揮者であった、などの証拠があるという。⁹⁹

最後にガルステレルは植民市の機能について次のように述べる。ラテン植民市と *coloniae c. R.* もその機能はかなり接近している、つまり敵の侵入に際して要塞として働くという軍事的機能を持ったが、とりわけラテン植民市は戦略上の重要拠点を形成し、常に動員可能な軍隊を保持する国家として建設された。これに対して *coloniae c. R.* は自己の正規軍を持たず、むしろ政治的活動をめざしたと認めざるをえない。⁹⁹植民市の最も重要な役割は、ローマに対する忠誠を保証することであった——植民市は軍事的機能をいつも十分に果たしたわけではなく、ローマに対する忠誠も決して万全であるわけではなかったが。そしてまた植民市は先住民の訓育のためその地域の中核になることが要求された。しかし敵にとりかこまれていたラテン植民市は難局に立たされていたので、*coloniae c. R.* の10倍から20倍の植民者を持った。これに対して *coloniae c. R.* はいっそう安定した状況にあり、ローマ領 (*ager Romanus*) ないしラテン植民市に囲まれていたため、先住民の再教育は簡単で多数の植民者を移住させる必要もなく、300人という植民者は政治的な「ローマ化」のシンボルの意味を持った。¹⁰⁰ アンティウム・ウェヌシア・ブルンディシウム・アリミヌムへ送られた植民者は「ローマ化の教師」たちであった。植民市は「補強されたムニキピウム」としてムニキピウムに次ぐ地位にあった。だから4世紀末から同盟市戦争（91—88年）まで、植民市の反乱は、フレゲラエを除いて、一つも起こらなかったものであり、植民市は言語、行政、法の面で「全きローマの似姿 (*simulacra*)」であった。¹⁰¹

しかしガルステレルは、*coloniae c. R.* がすべて非ローマ系住民を受け入れて「ローマ化の母港」として既存の共同体において建設された、という見解をとるのではない。すでにローマ領となった地域に建設されたオスティア・カストウルム＝ノウム・ピュルジ・アルシウム・フレジュナエ・グラウィスカエ、第二ポエニ戦争後に建設されたウォルトウルヌム・リテルヌム・プテオリ・テンプサ・クロトン・カストラ＝ハンニバルスなどの植民市の主要な目的は、同盟国 (*socii*) の監視、つまり同盟国の活動を内陸に限定し、海上へ出て外の世界と結びつく動きを監視することであり、植民市が都市として将来発展することは約束されていなかった。事実プテオリを除いてその後大きく発展した都市は一つもなかった（シポントウム・プクセントウムに至っては数年後に放棄されるほどであった）。また、これら小規模な *coloniae c. R.* の中には税関や高級政務官 (*praefecti*) の所在地の役割を持ったものもあった¹⁰²のに対して、内陸の大規模な *coloniae c. R.* は比較的大幅な自治権を持ち、優

遇された植民市であった。⁽¹⁰³⁾ パルマ・ムティナ・ルナはこのような植民市として史料の上からも確実であったが、その外にピサウルム・サトゥルニア・アウキシムムもこの種の植民市であり、自治権を有する都市の地位を獲得し、戸口調査や徴兵に関してローマから派遣される政務官の支配を受けず、自己の管理下においてこれらの仕事を処理した。

Coloniae c. R. の建設は、2世紀の後半ほとんど舞台上に上ぼることはなくなり、この建設に関してもグラックス兄弟やマリウス時代の植民のように激しい政争的となるようなことはなかった、とガルステレルは植民市をめぐる時代の変化を述べ、⁽¹⁰⁴⁾ ローマ市民が *coloniae c. R.* へ移住することに目立って乗り気をなくした（サーモン・トインビーが主張）⁽¹⁰⁵⁾ とか、植民者の募集が2世紀になって特別困難に遭遇したことを示す史料はない、と指摘する。⁽¹⁰⁶⁾ イタリアにおけるラテン植民市建設の終止は、ラテン植民市が必要とされなくなった、つまりラテン植民市はその戦略上の課題を果し終えたのが理由であった、とガルステレルは明快に述べる。クレモナ・プラケンティア（218年）・ボノニア（189年）・アクイレア（181年）・ルカ（177年）の建設をもって、イタリアを守る関門はすべて整った。従ってラテン植民市の終焉は、ローマ市民がローマ市民権を失いたくないと考えようになった（ベルナルディ）とかラテン人および同盟国 (*socii*) がこれ以上植民市のためにその人の資源を失えば国を維持できなくなると考えた（サーモン）からでは決してなかった。⁽¹⁰⁷⁾

以上、サーモンとガルステレルの見解をまとめてみたが、両者ともに植民市の軍事的目的と機能を強調する点では、大きく意見は違っていないが、それでも細部においては多くの点で異なった見解を持っている。2世紀における植民市建設の終止ないし植民活動の低調の原因は、両者の間で全く食い違っている。

アンペールはガルステレルの所論を次のように批判している。⁽¹⁰⁸⁾ ガルステレルの見解は、非常に曖昧にされていた問題、つまり植民者と地方住民との共生の問題を明確に提起するという長所を持つ。しかし *coloniae c. R.* の軍事的性格を否定したり、土着民の中核をひとまとめにしてローマ化したと碑文に基づいて主張するのは、たぶんかたくなに過ぎるだろう。周知のようにオスティア・タラキナ・ミントウルナエ・ピュルジの各植民市にみられた、防備が施された植民市の敷地は、軍隊駐屯地の役割を植民市が持ったことをはっきり示している。このような植民市は、沿岸警備隊の部署であり、原住民の敵意にとりかこまれ、後背地から切り離されていたので、定住の試みはしばしば失敗に帰した。⁽¹⁰⁹⁾ 考古学によれば、植民市の都市部と土着民との混交は決して確認されない。制度上の融合があった、と結論を下すこともできない。植民者の選抜をめぐるさまざまな慎重策——例えば法規に忠実な植民者数300人が示すように——があったかぎり、植民者が直ちに土着民に飲み込まれてしまったということはあるえなかつただろう。建設直後の植民者は現地での徴募に応じなければならなかったかもしれない。⁽¹¹⁰⁾ 大部分の地方住民が植民市の間近かに住んでローマ固有の公私の制度を享受していたかどうかはよくわからない。たぶん「最良の権利 (*optimo iure*)」ではなく、*civitas sine suffragio* が認められたと思われる。つまり植民市はたいていの場合ムニキピウムと同じ形態にとどまったであろう。

しかしサーモンの見解はいぜん支持できるという意見もある。⁽¹¹¹⁾ ハントスは次のように述べている。*coloniae c. R.* とラテン植民市の機能はサーモンの研究に基づいて、ひきつづき軍事の領域に分類されるだろう。ローマ化は、(植民市に関して)ローマ人が第一に意図した機能では決してなく、植民市に固有な傾向と理解されるだろう。またイタリアの都市

化は、ガルステレルの見解とは反対に、(植民市の)二次的な結果であって、植民市建設の第一の目標設定ではなかった。ローマ貴族層は、ローマ化と同時に必ず進行した同盟国統合の志向に対しても、それを意図的に推進しようとする気もなく、冷淡な態度をとった。ローマ貴族層は、ムティナ・パルマにローマの植民市を建設することさえ、かれらの希望に反していやいやながらやったことであつた。同様にローマ貴族層は、海外にローマの植民市を建設することさえも激しく反対し、成功した。それは海外植民市がゲーヌス・グラックスの発意による計画だったから反対したというのではなく、貴族層の大多数はグラックスの計画のすべてに対して拒否的な態度をとったからであつた。

共和政ローマの植民市とは、一体何であつたか、ローマの発展の中でどのような役割を果たしたとみるべきか、まだまだ議論はつづく。⁽¹¹²⁾ (未完)

註

註 略号は *L'Année philologique* に例に従ったほか、著者独自の省略を二度目以後の引用のさいに行なつた。

- (1) K.J. Beloch, *Der italische Bund unter Roms Hegemonie: Staatsrechtliche und statistische Forschungen* (Leipzig, 1880); A.N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship* (Oxford, 1939; 2nd ed., Oxford, 1973); A.J. Toynbee, *Hannibal's Legacy*, 2 vols. (London, 1965); H. Galsterer, *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien: Die Beziehungen Roms zu den italischen Gemeinden vom Latinerfrieden 338 v. Chr. bis zum Bundesgenossenkrieg 91 v. Chr.* (München, 1976); M. Humbert, *Municipium et civitas sine suffragio: L'organisation de la conquête jusqu' à la guerre sociale* (Roma, 1978); E.T. Salmon, *The Making of Roman Italy* (London, 1982); Th. Hantos, *Das römische Bundesgenossensystem in Italien* (München, 1983). その外にも、少し限られた時代を扱うが、J. Göhler, *Rom und Italien: die römische Bundesgenossenpolitik von den Anfängen bis zum Bundesgenossenkrieg* (Breslau, 1939); A. Afzelius, *Die römische Eroberung Italiens (340-264 v. Chr.)* (Aarhus [Denmark], 1942) がある。
- (2) Colonia の例は非常に多い。Colonia Latina: Pometia, Cora (II 16,8); 12の植民市 (XXIX 15,2: Erectis exspectatione patribus subiecerunt colonias Latinas duodecim); Thurii (XXXIV 53,1: uti duae Latinae coloniae, una in Bruttios, altera in Thurinum agrum deducerentur; XXXV 9,7: Eodem anno coloniam Latinam in castrum Frentinum.); Bononia (XXXVII 57,7: Bononiam Latinam coloniam ex senatus consulto.) Aquileia (XXXIX 55,5: Postremo Latinam potius coloniam deducendam patres censuerunt. XL 34,2: Aquileia colonia Latina eodem anno in agrum Gallorum est deducta. Luna (XL 43,1: Pisanis agrum pollicentibus, quo Latina colonia deduceretur, gratiae ab senatu actae.) XLIII 3,4: Latinam eam coloniam esse libertinorumque appellari. Colonia Romana, coloni Romani: Fidenae (I 27,3; IV 17,1); Signia (III 3,9); Norba (VII 42,8. cf. II 34,6); Labici (IV 47,6; V 16,2); Setia (VII 42,8; VIII 3,9); Velitrae (VIII 3,9); Circeii (VI 17,7; VIII 3,9); Vitellia (V 23,4; 29,3); Satricum (VI 22,4); Sora (IX 23,2); Luceria (IX 26,3); Minturnae, Sinuessa (X 21,8); Interamna (X 36,16). Colonia civium Romanorum: Puteoli, Volturnum, Liternum (XXXIV 45,1); Salernum, Buxentum (XXXIV 45,2); Sipontum (XXXIV 45,3); Tempa, Croton (XXXIV 45,4); Mutina, Parma (XXXIV 55,6); Saturnia (XXXIV 55,9); Luna (XLI 13,4). colonus maritimus: Ostia, Alsium, Antium, Anxur, Minturnae, Sinuessa, Sena (XXVII 38,3-4); Ostia, Fregenae, Castrum Novum, Pyrgi, Antium, Tarracina, Minturnae, Sinuessa (XXXVI 3,4-6) しかしリーウィウスには不一致もある。Puteoli, Volturnum, Liternum, Salernum, Buxentum (XXXII

- 29,3-4: ut quinque coloniae in oram maritimam deducerentur); XXXIV 45,1-2 では coloniae civium Romanorum と呼ばれている。
- (3) P.L. Mackendrick, "Roman Colonization," *Phoenix* VI 1952, 139-146.
- (4) Liv. III 1,7: "Fecit statim, ut fit, fastidium copia aedeoque pauci nomina dedere ut ad explendum numerum coloni Volsci adderentur; cetera multitudo poscere Romae agrum malle quam alibi accipere"; *ibid.* V 24,4-8.
- (5) Liv. X 21,10: "nec qui nomina darent facile inueniebantur, quia in stationem se prope perpetuam infestae regionis, non in agros mitti rebantur."
- (6) Th. Mommsen, *Römische Geschichte* I⁹ (1902) [dtv-bibliothek 版 (München, 1976)] 423 [438]; *Römisches Staatsrecht* III³ (Berlin, 1888), 638.
- (7) 岩井経男「共和政ローマの植民政策—植民市建設と個人的土地配分(前393年—前134年)—」, 『西洋古典学研究』 XXXIII 1985, 58-70.
- (8) Gellius, *Noctium Atticarum libri*, XVI 13,9: "Coloniae quasi effigies parvae simulacraque."
- (9) Cicero, *De lege agr.*, II 73: "ut esse non oppida Italiae, sed propugnacula imperii viderentur."
- (10) Tacitus, *Hist.*, III 34: "propugnaculam adversus Gallos."
- (11) P.A. Brunt, *Italian Manpower 225 B.C.-A.D. 14* (Oxford, 1971), 538: "Roman and Latin colonies were essentially 'propugnacula imperii,' founded on sites chosen for their strategic advantages."
- (12) キケロは118年建設の Narbo Martius について語る。 *Brut.*, 160; *Pro Cluent.*, 140; *De orat.*, II 223; *Pro Font.*, 13.
- (13) 122年には Neptunia, Minerva という2つの植民市が南イタリアに建設され、それぞれ3,000人の植民者を持ったが、本稿の対象外とする。
- (14) 岩井「共和政ローマの植民政策」, 『西洋古典学研究』 XXXIII 1985, 58-70 は邦語による唯一の植民市研究であるが、ハンニバル戦争を境にして起こったとみられる変化には全くふれていない。
- (15) 同時に M.H. Crawford, "Italy and Rome," *JRS* LXXI 1981 153-160 も見よ。
- (16) Crawford, *JRS* LXXI 1981, 154; 石川勝二, 『西洋古典学研究』 XXXIII 1985, 114-117 も見よ。
- (17) Salmon, "The Last Latin Colony," *CQ* XXVII 1933, 30-35; Salmon, "Roman Colonization from the Second Punic War," *JRS* XXVI 1936, 47-67; Salmon, "The Latin Colonise at Vitellia and Circeii," *CQ* XXXI 1937, 111-113; Salmon, "Roman Expansion and Roman Colonization in Italy," *Phoenix* IX 1955, 63-73; Salmon, "The *Coloniae Maritimae*," *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 3-38; Salmon, "Colonial Foundation during the Second Samnite War," *CPh* LVIII 1963, 235-238; Salmon, *Roman Colonization under the Republic* (London, 1969).
- (18) 岩井「共和政ローマの植民対策」, 『西洋古典学研究』 XXXIII 1985, 58, 67。
- (19) J. Pinsent, *JRS* LXII 1972, 179-180.
- (20) 註(1)を見よ。
- (21) Salmon, *Phoenix* VII 1953, 93-104, 123-135; *Colonization*, 40-54.
- (22) Salmon, *Phoenix* VII 1953, 134: "Thus the Latins for the most part were reduced to a state of complete inferiority, politically speaking."
- (23) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 63-75, esp. 63: "it was in the year 338 that the great period of Roman colonization began, the period when it made its most significant contribution to Roman history."
- (24) Salmon, *Colonization*, 55-56. いわゆる Priscae Latinae Coloniae については、筆者は別のところで論じたので、本稿では扱わない。石川「初期ローマの植民市建設について—Priscae Latinae Coloniae は存在したか—」, 長谷川博隆編著『ヨーロッパ—国家・中間権力・民衆—』(名古屋大学出版会, 1985年), 1-36。
- (25) Salmon, *Colonization*, 56.
- (26) Salmon, *Colonization*, 57-59.
- (27) Salmon, *Colonization*, 69-70. Sora と Carseoli は4,000人, Alba Fucens は6,000人の植民者を

持った。

- (28) Salmon, *Colonization*, 62.
- (29) Salmon, *Colonization*, 62-66: Cosa(273), Paestum(273); Beneventum(268), Ariminum(268); Aesernia(263), Firmum(264); Alsium(247), Freganae(245), Pyrgi(?); Cremoma(218), Placentia(218).
- (30) Salmon, *Colonization*, 64: “The function of the suggestively named Firmum was to support Hadria, which it resembled in being a large community on a dominating mountain site some miles inland from the sea.”
- (31) 典拠は Liv. IX 24,15: “plebis, cuius maxime intererat tutam ubique, quae passim in colonias mitteretur multitudinem esse. 314年のルケリア建設に関して, *ibid.* IX 26,4: “odium ... adhorrere a relegandis tam procul ab domo civibus inter tam infestas gentes cogebat.” さらに次の記述もある, Liv. X 1,2: “Albam in Aequos sex milia colonorum scripta: Sora agri Volsci fuerat sed possederant Samnites”; *ibid.* XXVII 9,11: “inde in colonias atque in agrum bello captum stirpis augendae causa missos. quae liberi parentibus deberent, ea illos Romanis debere ...”
- (32) Cic., *De domo* 78: “Qui cives Romani in colonias Latinas proficiscebantur, fieri non fieri non poterant Latini, nisi erant auctores facti nomenque dederant.” Cic., *Pro Caecina* 98: “si civitas adimi non possit, in colonias Latinas saepe nostri cives profecti sint.” Loeb の注釈。前者について, “This chapter is difficult to follow, but seems to pursue the point that neither Cicero nor any other Roman could lose liberty or citizenship save by his own act.” (p.226). 後者について, “On joining a ‘Latin colony’, a Roman citizen suffered a partial loss of Status (*capitis diminutio minor*), i. e. he lost his citizenship but recovered, as a Latin, some of his citizen rights: these varied from time to time.”
- (33) サーモンは次の例をあげている。Salmon, *Colonization*, 174, n.65: (i)パエストウムにおけるオスキ系人名。これについては, A. Degrassi, “Il collegio di cinque questori della colonia latina di Paestum,” *Scritti vari* III 1967, 337-344 を見よ。(ii)ブルンディシウム生れの Dasius なる人物 (ハンニバル戦争中のこと。Polyb. III 69,1; Liv. XXI 48,9: “Dasio Brundisino.”) (iii)ブラケンティアの住民に残るガリア人の性格。Cic., *In Pis.* 53. (iv)197年コサ植民市が増強されたさい, イタリア内の他の場所から来た人々がいたという事実 Liv. XXXIII 24,8-9: “Cosanis eodem anno postulantibus, ut sibi colonorum numerus augetur, mille adscribi iussi, dum ne quis in eo numero esset, qui post P. Cornelium et Ti. Sempronium consules hostis fuisset.” この箇所の解釈は, W. Weissenborn-H. Müller, *Titi Livi Ab Vrbe Condita Libri*, VII³ (Berlin, 1883), *ad loc.*: “es sollen nur solche Bundesgenossen, die in dem 2. punischen Kriege treue Bundesgenossen gewesen sind, in die Kolonie aufgenommen werden. Der Ausdruck ist so allgemein, daß auch andere Bundesgenossen als Latiner gemeint sein können.”
- (34) クレリシ／オリヴェジ『ローマ共和政』(クセジ文庫, 白水社), 65頁
- (35) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 65: “a means for making additional troops available ... a formidable addition to her (sc. Roman) armed might.”
- (36) Salmon, *Colonization*, 56.
- (37) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 67-69.
- (38) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 16; *Colonization*, 70ff.
- (39) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 66-68; *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 3-18; *Colonization*, 70-81.
- (40) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 16-25.
- (41) Liv. VIII 21,11: “Eodem anno Anxur trecenti in coloniam missi sunt; bina iugera agri acceperunt.”
- (42) Liv. XXVII 38,3: “Itaque colonos etiam maritimos, qui sacrosanctam vacationem dicebantur habere, dare milites cogebant.” Ostia, Alsium, Antium, Anxur, Minturnae, Sinuessa, Sena の植民市のうち, Antium, Ostia 以外は「兵役免除」は認められなかった。同様の記事は外にもある (191年)。Liv. XXXVI 3,4-6: “In comparanda impigre classe C. Livium praetorem contentio orta cum colonis maritimis paulisper tenuit. Nam cum cogentur in classem, tribunos plebi appellarunt; ab

- iis ad senatum reiecti sunt. Senatus ita, ut ad unum omnes consentirent, decrevit vacationem rei navalis eis colonis non esse. Ostia et Fregenae et Castrum Novum et Pyrgi et Antium et Tarracina et Minturnae et Sinuessa fuerunt, quae cum praetore de vacatione certarunt.”
- (43) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 30: “in the total absence of any allusion to the paltriness of this allotment, one is obliged to assume that it was not abnormal. Indeed there is evidence which suggests that this figure, like the figure 300 for the colonists, was the traditional and standard one.”
- Siculus Flaccus, p. 153L.; Varro, *De re rust.* I 10, 2.
- (44) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 64: “The principal purpose of the colonies was undoubtedly strategic ... the primary purpose of the colonies was military ... to serve as defensive bastions rather than as offensive springboards ...”
- (45) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 66-67; *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 13: “*coloni* ... enjoyed a solemnly guaranteed exemption from the normal type of armed service (whether military or naval) to which Roman citizens were liable.”
- (46) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 67: Tarracina/Fregellae, Antium/Norba, Ostia/Ardea, Sena/Ariminum, Castrum Novum/Cosa の組み合わせがあった。同時に次の箇所も見よ。Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 33: “The citizen colonists were too small a group to be expected to defeat an enemy army, but they could be an obstacle to its advance and delay it until they were relieved and reinforced by a nearby Latin Colony.” Salmon, *Colonization*, 57ff. には若干異なった組み合わせが示されている。
- (47) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 67: “intended preoccupation with port defence.”
- (48) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 26-27: “comparatively few maritime interests ... reluctant to allot to an exclusively maritime task more than the barest minimum of men.”
- (49) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 27: “the Roman authorities could not have been anxious to deplete permanently the pool of military manpower by shipping potential legionaries off to Citizen colonies in large numbers.”
- (50) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 29: “established in very unattractive places, whose economic prospects were so bleak as to make the probability of growth very slim.”
- (51) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 68; *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 30.
- (52) Liv. IX 20,10.
- (53) Gellius, XVI 13,8: “iura institutaque omnia populi Romani, non sui arbitrii.” Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 30.
- (54) Liv. VIII 14,8: “Et Antium noua colonia missa, cum eo ut Antiatibus permitteretur, si et ipsi adscribi coloni uellent.” Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 34: “there is no reason to believe that it was not the general rule.”
- (55) Cic., *Brut.*, XX 79.
- (56) Liv. XXXIV 42, 5-6.
- (57) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 31. サーマンは R. E. Smith, “Latins and the Citizenship in Roman Colonies: Livy, 34,42,5-6,” *JRS* XLIV 1954, 18-20 に依拠する。このような見解を支持するのは、J. Briscoe, *A Commentary on Livy Books XXXIV-XXXVII* (Oxford, 1981), 115-116; F.G.B. Millar, “The Political Character of the Classical Roman Republic, 200-151 B.C.,” *JRS* LXXIV 1984, 7.
- (58) Liv. X 21,10: “in stationem se prope perpetuam infestae regionis.” Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 32-35.
- (59) Salmon, *Colonization*, 24-25: “Land grants in Citizen Colonies were deliberately kept to a small size in order to prevent their recipients from qualifying for a higher class in the Centuriate Assembly and thus endangering aristocratic control of that body.”
- (60) Salmon, *Colonization*, 75-76: at Antium the natives [sc. the Volsci] “posed a problem with

which Roman colonization was to be recurrently faced: how to order and adjust the relations of a community *coloni* with a community of natives ...” After about twenty years, “the natives were organized in a *municipium sine suffragio* under the protection of the colony.”; *ibid.* 81. トインビーもほぼ同じ意見。A.J. Toynbee, *Hannibal's Legacy*, I 185: “this garrison duty was both dangerous and invidious. In order to reduce the odium to a minimum, the strength of each of these garrisons was limited to the figure of 300 men, and the allotments of land was limited to two iugera per man.”

- (61) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 31; *Colonization*, 185, n. 169: “The Citizen Colonies were still such small communities at this time that the question of a governing class for them could hardly arise.” 少ない自治権と困難な状況については、Salmon, *Colonization*, 80: “the minimal measure of self-government, far less than the *municipia* or the Latin colonies ... Enrolment in a *colonia maritima* was in fact tantamount to disfranchisement, since attendance at meetings of the *comitia* and support from the plebeian tribunes, while theoretically possible, were very unlikely for settlers...” なお「侏儒自治体」(Zwangsgemeinde)という用語は後述の H. Galsterer のものである。
- (62) Venusia: Liv. XXXI 49,6; Narnia: *ibid.* XXXII 2,6-7; Cosa: *ibid.* XXXII 2,7, XXXIII 24,8.
- (63) Liv. XXXVII 46,10; 47,2.
- (64) Salmon, “Roman Colonization from the Second Punic War to the Gracchi,” *JRS* XXVI 1936, 47-67; *Phoenix* IX 1955; *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 35-38, esp., 36: “it must be inferred that there could not have been envisaged for them exactly the same role as had been intended for the original ten Citizen Colonies.”; *Colonization*, 82-109.
- (65) 史料の上で植民者数が確実なのは、パルマ・ムティナそしてルナである。割り当て地の広さは、5 ユゲラ、6 ユゲラ、8 ユゲラ、10 ユゲラとまちまちであった。ルナについては51 ユゲラと2分の1という伝え(Liv. XLI 13,4: “quingena et singula iugera et semisses.”)もあるが、K. Beloch, *Der ital. Bund*, 117 のように5 ユゲラ2分の1と読みかえるべきか。
- (66) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 70; *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 37: “It was at this point, ca. 184/183 B.C., that the character of Citizen Colonies was transformed in its entirety.”
- (67) Liv. XXXIX 55,7-9: “Mutina et Parma coloniae civium Romanorum sunt deductae. Bina milia hominum ... octona iugera Parmae, quina Mutinae ... Et Saturnia colonia civium Romanorum ... In singulos iugera data dena.”
- (68) Salmon, *Colonization*, 100-102. 200年にボイー人(Boii)はハンニバルさえなし得なかったプラケンティアの占領に成功した。Salmon, *ibid.*: “they had made it very clear that there were difficult days ahead for the Romans in the north ... in the early part of the century it is good evidence of a shortage of recruits for Rome’s colonies.”
- (69) Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 37; *Colonization*, 104-105.
- (70) Thurii: pedites, 20 iug., equites, 40 iug.; Vibo: pedites, 15 iug., equites, 30 iug.; Bononia: ceteri coloni, 50 iug., equites, 70 iug.; Aquileia: pedites, 50 iug., centuriones, 100 iug., equites 140 iug.
- (71) サーモンは2世紀になっても非ローマ人は両型の植民市に受け入れた、と主張する。フェレンティヌム人が植民者となることによってローマ市民権を要求したが拒否されたというエピソード(Liv. XXXIV 42,5-6)について、住民が移住によって極度の人口減少に苦しんだラティウム人同盟者の要請を容れて、ローマはフェレンティヌム人が植民市に加わるのを排除したのであって、ラテン人全体が *coloniae c. R.* に参加することをさまたげられたのではない、とみる。このように考えるサーモンは、非ローマ人(=ラテン人)が *coloniae c. R.* に参加するのに何ら制限はなく、非ローマ人移住者の獲得が植民市建設にとって欠くことができないかぎり、177年からグラックス兄弟時代まで *coloniae c. R.* の建設が中断した理由は植民者が得にくくなったという理由しか考えられない、と主張する。次注(72)参照。
- (72) Salmon, *JRS* XXVI 1936, 62-65, esp. 62: “Joining a citizen-colony at that time was a distinct hardship”; *ibid.* 65: “We may infer that Rome, without the immigrants, could not find enough inhabitants for the colonies.”

- (73) Salmon, *JRS* XXVI 1936, 65-67, esp. 65: "difficulty in finding Romans prepared to join Latin colonies, coupled with a disinclination on the part of Rome to people the Latin colonies exclusively with non-Romans."; *Phoenix* IX 1955, 72-73; *Colonization*, 105-109.
- (74) Salmon, *JRS* XXVI 1936, 65.
- (75) Salmon, *JRS* XXVI 1936, 66-67. ちなみにこのような植民市としては Neptunia (Tarentum, 122 B.C.), Minerva (Scolacium, 122 B.C.) があり, 各3,000人の植民者を擁した。
- (76) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 73-74.
- (77) Salmon, *Phoenix* IX 1955, 75.
- (78) H. Galsterer, *Herrschaft*, 41-64.
- (79) Galsterer, *Herrschaft*, 43-44. ラテン植民市と *coloniae c. R.* との間に横たわった距離は, Sena Gallica と Ariminum ないし Firmum の間で各約100km, Cosa と Pyrgi との間で約70kmあった。これはサーモンが *coloniae c. R.* とラテン植民市を組みをなして建設されたといったのを批判するものである。ガルステレルは植民市間の距離がはなれ過ぎていたことから批判しているが, 別の観点からの批判は, J. Pinsent, *JRS* LXII 1972, 179-180.
- (80) Galsterer, *Herrschaft*, 44-46. さらにガルステレルは関連して次のように主張する。Sipontum, Buxentum, Liternum, Volturnum, Potentia は港でなかった。C. Gracchus が Tarentum に建設した植民市は全く別の目的で建設された。sacrosancta vacatio はハンニバル戦争中の207年に, Ostia, Alsium, Antium, Anxur, Minturnae, Sinuessa, Sena Gallica によって要求され, Ostia, Antium のみにハンニバル軍がイタリアにいる間という条件付きで許された (Liv. XXVII 38. 1-5)。他の植民市は Ostia と Antium との類似を根拠に vacatio を要求したのであろう (S.45)。
- (81) Galsterer, *Herrschaft*, 47. サーモン (*Athenaeum* N.S. XLI 1963, 26) は, 植民者300人という数字には, このような伝統に準拠するローマ人の考えと同時に, 植民市の規模から発した実際的な理由があった, と主張する。
- (82) Galsterer, *Herrschaft*, 48.
- (83) Galsterer, *Herrschaft*, 48-49: "Die assignierte Quote ... durch koloniales Pachtland, vielleicht auch Kaufland und Besitz in dem den Kolonien ja immer benachbarten *ager publicus* in verschiedener Höhe ergänzt werden konnte ... Vermutlich lagen hier die Besitzungen der in das Kolonie- und Bürgerrecht aufgenommenen Vorbevölkerung, die nun ja ebenfalls für den römischen Census aufbereitet werden mußten."
- (84) G. Tibiletti, "Ricerche di storia agraria romana: I, La politica agraria della guerra annibalica ai Gracchi," *Athenaeum* N.S. XXVIII 1950, 183ff., esp. 219-232.
- (85) Galsterer, *Herrschaft*, 49-51.
- (86) Galsterer, *Herrschaft*, 51. オスティアはこの地域の住民のセンターであり, 戦争の際の避難所だった。征服地に建設された例としては, 次の植民市が挙げられる。Fidenae: Liv. I 27,3-10; Ardea: *ibid.* IV 14,1; Circeii: D.H. VIII 14,1 すなわち「土着の住民に混じって住むローマ植民者。」Antium: Liv. VIII 14,8: "ut Antiatibus permitteretur, si et ipsi adscribi coloni vellent."
- (87) Salmon, *Colonization*, 42; P.A. Brunt, *Italian Manpower, 225 B.C.-A.D.14* (Oxford, 1971), 540: "mutual hatred".
- (88) Liv. IX 25,9: "deleta Ausonum gens."
- (89) Galsterer, *Herrschaft*, 51-53.
- (90) Galsterer, *Herrschaft*, 53. 「ガリアの土地」とピケヌム地方は, かつてガリア系のセノネス人の領域であった。ポリュビオス (III 1,19;44) によるとアリミヌム・ピサウルム・ファヌム (Fanum) ・セナ＝ガリカ・スウアサ (Suasa) ・オストラ (Ostra) の各都市域はセノネス人の土地にあっただけで, 「文化と言語にはっきり示されるケルト人の基層が非常に強く認められる。」コピア植民市について, Strab., VI 1,13: "the Thuriî took refuge in Rome, and the Romans sent colonists to supplement them, since their population was reduced, and changed the name of the city to Copia." (Loeb translation)
- (91) Galsterer, *Herrschaft*, 54-55. *coloniae c. R.* のクロトン・シヌエッサは *socii* (Liv. Xlii 3, 3; XX-

- II 14,3)と言及されているが、両植民市の市民は非ローマ人でもましてや *municipes sine suffragio* などでは決してない、としてガルステレルはリーウィウスの用語の不適切さを主張する。またアエセルニアに関して *incolae* の地位を持つサムニウム系の先住民が2世紀に存在したという A. La Regina, *DArch* 1971の碑文に基づく主張に対しても、ガルステレルは、2世紀になってアエセルニアに移住したサムニウム人であった、と反論している。Galsterer, *Herrschaft*, 54: “eingewanderte Samniten ... die von den Bergen allmählich in die Täler und in Richtung Küste abwanderten. Die Inschrift kann also nicht als Beleg für die Existenz einer indigenen Gemeinde im Verband der latinischen Kolonie gelten.”
- (92) Salmon, *Colonization*, 175 n. 80: “an impossible high number”; Brunt, *Manpower*, 56: “plainly corrupt.”
- (93) Galsterer, *Herrschaft*, 55: “Brunt ... schließt daß sich die Anzahl der Latiner gegenüber den ursprünglich in die Kolonie deduzierten nur unwesentlich erhöht habe: Mit Verleihungen des latinischen Rechts an Außenstehende sei also nicht in größerem Ausmaß zu rechnen.” ガルステレルはプラントの次の主張を引用していると思われる。Brunt, *Manpower*, 542: “the number of such subjects in Latin colonies was in fact very small, for the total number of Latins available in 225 seems to be closely related to the probable number of settlers sent out when they were founded. We thus have another argument for believing that on the whole the natives were excluded from these ‘propugnacula imperii’.”
- (94) Galsterer, *Herrschaft*, 55-56. ヴェスシアには建設後オスキ系の要素がいたと推論できるとし、サーモン (*Colonization*, 96) の200年に植民者が増強されたとき初めてオスキ系住民が加えられたという主張に反論する。ミントウルナエに多数のウォルスキ=オスキ系住民が参加したことは、明白に立証できないものの、その可能性はあり、プテオリ出土の碑文に見られる人名からオスキ系住民が公務官ないし市民として経済的および社会的に上層部を構成した、とみなすことができるとガルステレルはいう。
- (95) Galsterer, *Herrschaft*, 56-57. ガルステレルが批判しているのは例えば Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 29: [coloniae c. R.] “were on such a small scale that there was no question of their being set up as flourishing, self-governing communities ... the Citizen Colonies were poor affairs, administered for the most part directly from Rome”; A.N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship*² (Oxford, 1973), 84: “The early colonies ... in such a small community the material basis, i.e. the *necessity*, for the growth of an extensive municipal organization was lacking.” *ibid.* n. 2: “It would not be wise to build upon the fact that Livy calls even the earliest of the *coloniae maritimae* ‘populi, 27. 38. 4’.” Galsterer, *Herrschaft*, 56, Anm. 91.
- (96) Galsterer, *Herrschaft*, 57-59.
- (97) Liv. IX 20,10. Salmon, *Athenaeum* N.S. XLI 1963, 30: “in 317 B.C., ... the Senate directed the patrons of the colony at Antium to draw up laws for it ... That, however, did not transform them into real municipalities.”
- (98) Galsterer, *Herrschaft*, 58: “primus senatum legit et comiti(a instituit.)” (碑文自体は帝政期のもの)。Dasius については Polyb. III 69,1; Liv. XXI 48,9. ガルステレルはさらに次のように述べる。“Man konnte einsichtigerweise Volskern und Messapiern, die bislang nach eigenem Recht und mit eigener Sprache gelebt hatten, zwar schnell das römische oder latinische Recht verleihen; ihre volle Integration in die neue Gemeinde, die Umstellung in Sprache, Recht und Lebensgewohnheiten, brauchte hingegen viel Zeit, in der man den Kolonien noch keine endgültige Ordnung gab.”
- (99) Galsterer, *Herrschaft*, 59-60: “[Die latinische Kolonien] mußten deshalb als eigene Staatswesen mit eigenem, jederzeit mobilisierbarem Militär begründet werden ... es gab in ihnen also kein eigenes reguläres Militär.”
- (100) Galsterer, *Herrschaft*, 60. Liv. X 21,10 は Minturnae, Sinuessa を “statio prope perpetua infestae regionis” と呼ぶが、このような表現はラテン植民市にこそふさわしい、とガルステレルは主

張する。

- (101) Galsterer, *Herrschaft*, 60.
- (102) Galsterer, *Herrschaft*, 61.
- (103) Galsterer, *Herrschaft*, 61-62: “Für Mutina war die Kolonisation also wohl keine Strafe, ebensowenig wie für ... Pisaurum oder ... Saturnia.”
- (104) Galsterer, *Herrschaft*, 62. 例えば125年の Fabrateriae.
- (105) Salmon, *Colonization*, 100f.; Toynbee, *Hannibal's Legacy* I, 184. ただしサーモンは、ローマ人がラテン植民者になることをいやがるようになったと指摘するもので、不適切な引用である。
- (106) Galsterer, *Herrschaft*, 63. ガルステレルは初期共和政についての年代記記事の2世紀への転用のせいであるとする。例えば D.H. IX 59,2 がにせの植民市アンティウムについて “But the masses and the poor (πολλοὶ καὶ πένητες) among the Romans were dissatisfied with the proposed assignment of land, feeling that they were being banished from the fatherland.”
- (107) Galsterer, *Herrschaft*, 63-64. ガルステレルが批判するのは A. Bernardi, “Incremento demografico di Roma e colonizzazione latina dal 338 a.C. all'età dei Gracchi,” *NRS* XXX 1946, 281: “Ma si era ormai giunti in un tempo in cui ai proletari romani dispiaceva perdere in diritti della cittadinanza romana.” Salmon, *JRS* XXVI 1936, 67: “as a result of Latin protests, it was becoming increasingly difficult to maintain citizen numbers by Latin immigrants.” などの箇所と思われる(ただしガルステレルが引用した Salmon 1942, 65-67のうち、1942は1936の誤りだろう)。
- (108) M. Humbert, “Domination et administration de l'Italie romaine à l'époque républicaine (à propos d'un ouvrage récent),” *RD* LXIII 1980, 609-627, esp. 619-620.
- (109) アンベールは Salmon, *Colonization*, 99 の所論を受け入れる。
- (110) アンベールはアンティウム (Liv. VIII 14,8) をその例とする。
- (111) Th. Hantos, *Das römische Bundesgenossensystem in Italien* (München, 1983), 132 Anm. 24.
- (112) Th. Hantos (旧姓 Raupach の名で執筆) の Galsterer, *Herrschaft* の書評 (*Gnomon* LII 1980, 137-141) は今回検討できなかった。

(昭和60年10月11日 受理)